

水防法及び河川法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案 新旧対照条文

目次

○	河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）	1
○	特定多目的ダム法施行令（昭和三十二年政令第百八十八号）	8
○	沖繩振興特別措置法施行令（平成十四年政令第百二号）	9
○	構造改革特別区域法施行令（平成十五年政令第七十八号）	11
○	総合特別区域法施行令（平成二十三年政令第二百四十三号）	12
○	東日本大震災復興特別区域法施行令（平成二十三年政令第四百九号）	15
○	復興庁組織令（平成二十四年政令第二十二号）	19

改正案	現行
<p>（都道府県知事又は指定都市の長による指定区間内の一級河川の管理）</p> <p>第二条 法第九条第二項の規定により、指定区間内の一級河川について、都道府県知事が行うこととされる管理は、次に掲げるもの以外のものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 水利使用で次に掲げるもの（以下「特定水利使用」という。）に關し、法第二十三条、第二十三条の二、第二十四条、第二十六条第一項、第三十四条第一項及び第五十三条の二の規定による権限を行うこと。</p> <p>イ 出力が最大千キロワット以上の発電のためにするもの。ただし、法第二十三条の二の登録の対象となる流水の占用に係るものを除く。</p> <p>ロ・ニ （略）</p> <p>ホ 法第二十三条の二の登録の対象となる流水の占用に係るものであつてイからニまでに掲げる水利使用のために貯留し、又は取水した流水を利用する発電のためにするもの</p> <p>四 特定水利使用に關し、法第二十三条の三、第二十七条第一項、第三十条、第三十一条、第三十三条第三項（法第五十五条第二項、第五十七条第三項、第五十八条の四第二項及び第五十八条の六第三項において準用する場合を含む。）、第三十八条、第三十九条、第四十二条第二項、第四十三条第一項及び第六項、第四十四条第一項、第四十六条第一項、第四十七条第一項及び第四項、第四十九条、第五十条第二項、第五十五条第一項、第五十七条第一項及び第二項、</p>	<p>（都道府県知事又は指定都市の長による指定区間内の一級河川の管理）</p> <p>第二条 法第九条第二項の規定により、指定区間内の一級河川について、都道府県知事が行うこととされる管理は、次に掲げるもの以外のものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 水利使用で次に掲げるもの（以下「特定水利使用」という。）に關し、法第二十三条、第二十四条、第二十六条第一項、第三十四条第一項及び第五十三条の二の規定による権限を行うこと。</p> <p>イ 出力が最大千キロワット以上の発電のためにするもの。ただし、当該発電が、法第二十三条の許可を受けた当該発電以外のためにする水利使用のために取水した流水のみを利用するものである場合を除く。</p> <p>ロ・ニ （略）</p> <p>ホ イからニまでに掲げる水利使用であつて法第二十三条の許可を受けたもののために取水した流水のみを利用する発電のためにするもの</p> <p>四 特定水利使用に關し、法第二十七条第一項、第三十条、第三十一条、第三十三条第三項（法第五十五条第二項、第五十七条第三項、第五十八条の四第二項及び第五十八条の六第三項において準用する場合を含む。）、第三十八条、第三十九条、第四十二条第二項、第四十三条第一項及び第六項、第四十四条第一項、第四十六条第一項、第四十七条第一項及び第四項、第四十九条、第五十条第二項、第五十五条第一項、第五十七条第一項及び第二項、第五十八条の四第</p>

第五十八条の四第一項、第五十八条の六第一項及び第二項、第七十五条、第七十六条、第七十七条第一項、第七十八条第一項並びに第九十条第一項の規定による権限を行うこと。

五 特定水利使用に関し、法第二十三条、第二十四条又は第二十六条第一項の許可を与えるため必要な特定水利使用以外の水利使用に関する法第二十三条若しくは第二十四条から第二十七条までの許可又は法第二十三条の二の登録の取消しその他の当該許可又は登録に係る法第七十五条の規定による処分を行うこと。

六・七 (略)

2・3 (略)

(水利台帳)

第六条 法第二十三条の許可に係る水利台帳の調書には、一の水利使用ごとに、国土交通省令で定める様式に従い、次に掲げる事項について記載をするものとする。

一〇八 (略)

2| 法第二十三条の二の登録に係る水利台帳の調書には、一の水利使用ごとに、国土交通省令で定める様式に従い、前項第一号及び第七号並びに第十四条の三各号に掲げる事項について記載をするものとする。

3| 水利台帳の図面は、付近の地形及び方位を表示した縮尺二千五百分の一以上（水利使用の状況により縮尺二千五百分の一以上とする必要がないと認められる場合においては、五千分の一以上）の平面図（河川立体区域、河川保全立体区域及び河川予定立体区域にあつては、平面図、縦断面図及び横断面図）に、第一項第三号、第四号及び第六号に掲げる事項並びに同項第七号に規定する工作物の位置及び種類について記載をして調製するものとする。

(河川管理施設等の維持又は修繕に関する技術的基準等)

第九条の三 法第十五条の二第二項の政令で定める河川管理施設又は許可工作物（以下この条において「河川管理施設等」という。）の維持

一、第五十八条の六第一項及び第二項、第七十五条、第七十六条、第七十七条第一項、第七十八条第一項並びに第九十条第一項の規定による権限を行うこと。

五 特定水利使用に関し、法第二十三条、第二十四条又は第二十六条第一項の許可を与えるため必要な特定水利使用以外の水利使用に関する法第二十三条から第二十七条までの許可の取消しその他の当該許可に係る法第七十五条の規定による処分を行うこと。

六・七 (略)

2・3 (略)

(水利台帳)

第六条 水利台帳の調書には、一の水利使用ごとに、国土交通省令で定める様式に従い、次に掲げる事項について記載をするものとする。

一〇八 (略)

2| 水利台帳の図面は、付近の地形及び方位を表示した縮尺二千五百分の一以上（水利使用の状況により縮尺二千五百分の一以上とする必要がないと認められる場合においては、五千分の一以上）の平面図（河川立体区域、河川保全立体区域及び河川予定立体区域にあつては、平面図、縦断面図及び横断面図）に、前項第三号、第四号及び第六号に掲げる事項並びに同項第七号に規定する工作物の位置及び種類について記載をして調製するものとする。

(新設)

又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、次のとおりとする。

一 河川管理施設等の構造又は維持若しくは修繕の状況、河川の状況、河川管理施設等の存する地域の気象の状況その他の状況（次号において「河川管理施設等の構造等」という。）を勘案して、適切な時期に、河川管理施設等の巡視を行い、及び草刈り、障害物の処分その他の河川管理施設等の機能（許可工作物にあつては、河川管理上必要とされるものに限る。）を維持するために必要な措置を講ずること。

二 河川管理施設等の点検は、河川管理施設等の構造等を勘案して、適切な時期に、目視その他適切な方法により行うこと。

三 前号の点検は、ダム、堤防その他の国土交通省令で定める河川管理施設等にあつては、一年に一回以上の適切な頻度で行うこと。

四 第二号の点検その他の方法により河川管理施設等の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握したときは、河川管理施設等の効率的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講ずること。

2 前項に規定するもののほか、河川管理施設等の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、国土交通省令で定める。

（流水の占用の許可を受けた水利使用のために取水した流水に類する流水）

第十四条の二 法第二十三条の二の政令で定める流水は、ダム又は堰（第二号において「ダム等」という。）から専ら次に掲げる場合に放流される流水とする。ただし、魚道その他の魚類の通路となる施設を流下するものを除く。

一 河川の流水の正常な機能を維持するために必要なとき。

二 ダム等の洪水調節容量を確保するために必要なとき。

三 法第二十三条の許可を受けた水利使用（発電以外のためとするものに限る。）のために必要なとき。

（新設）

(登録事項)

第十四条の三 法第二十三条の三の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び住所並びに代表者の氏名）
- 二 登録の対象となる流水の占用に係る発電のために利用する法第二十三条の二に規定する流水に関する次に掲げる事項
 - イ 法第二十三条の許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び住所並びに代表者の氏名）
 - ロ 前条に規定する流水が放流されるダム又は堰の位置及び名称
 - 三 登録の対象となる流水の占用に係る流水の量
 - 四 登録の対象となる流水の占用に係る権利の存続期間
 - 五 取水口又は放水口の位置その他の流水の占用の場所
 - 六 登録の年月日その他国土交通省令で定める事項

（河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の禁止）

第十六条の四 何人も、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 (略)
- 二 河川区域内の土地（高規格堤防特別区域内の土地を除く。次号及び第十六条の八第一項各号において同じ。）に次に掲げるものを捨て、又は放置すること。ただし、河川区域内において農業、林業又は漁業を営むために通常行われる行為は、この限りでない。
 - イ 船舶その他の河川管理者が指定したもの
 - ロ 土石（砂を含む。以下同じ。）
 - ハ イ又はロに掲げるもののほか、ごみ、ふん尿、鳥獣の死体その他の汚物又は廃物

三 (略)

2 第十五条第二項の規定は、前項第二号イ及び第三号の規定による指

(新設)

（河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の禁止）

第十六条の四 何人も、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 (略)
- 二 河川区域内の土地（高規格堤防特別区域内の土地を除く。次号及び第十六条の八第一項各号において同じ。）に土石（砂を含む。以下同じ。）又はごみ、ふん尿、鳥獣の死体その他の汚物若しくは廃物を捨てること。ただし、河川区域内において農業、林業又は漁業を営むために通常行われる行為は、この限りでない。

三 (略)

2 第十五条第二項の規定は、前項第三号の規定による指定について準

定について準用する。

(流水占用料等の額の基準等)
第十八条 (略)

2 法第三十二条第一項の流水占用料等の徴収に関しては、次の各号に定めるところによらなければならない。

一 流水の占用等を行うことができる期間が、当該流水の占用等に係る法第二十三条、第二十四条若しくは第二十五条の許可又は法第二十三条の二の登録をした日の属する年度の翌年度以降にわたるときは、翌年度以降の流水占用料等は、毎年度、当該年度分を徴収すること。

二 法第二十三条、第二十四条若しくは第二十五条の許可又は法第二十三条の二の登録について、当該許可若しくは登録を受けた者の申請に基づき、又は法第七十五条第二項の規定による処分により、流水の占用等を行うことができる期間その他流水占用料等の額の算出の基礎となつた事項に変更があつたときは、その額を変更するものとし、既に納めた流水占用料等の額が当該変更後の額を超えるときは、その超える額の流水占用料等は返還すること。

三 二以上の都府県の区域にわたつて行われる水利使用については、当該都府県を統轄する都府県知事があらかじめ協議して、それぞれその徴収すべき流水占用料等の額を定めること。

(関係都道府県知事の意見を聴かなければならない一級河川の管理)

第二十条の二 法第三十六条第三項の一級河川の管理で政令で定めるものは、特定水利使用以外の水利使用で次に掲げるものに関する法第二十三条の許可又は法第二十六条第一項の許可(法第二十三条の二の登録の対象となる流水の占用に係る水利使用に関する許可を除く。)とする。

一 出力が最大二百キロワット以上の発電のためにするもの。

用する。

(流水占用料等の額の基準等)
第十八条 (略)

2 法第三十二条第一項の流水占用料等の徴収に関しては、次の各号に定めるところによらなければならない。

一 流水の占用等を行うことができる期間が、当該流水の占用等に係る法第二十三条から第二十五条までの許可をした日の属する年度の翌年度以降にわたるときは、翌年度以降の流水占用料等は、毎年度、当該年度分を徴収すること。

二 法第二十三条から第二十五条までの許可について、許可を受けた者の申請に基づき、又は法第七十五条第二項の規定による処分により、流水の占用等を行うことができる期間その他流水占用料等の額の算出の基礎となつた事項に変更があつたときは、その額を変更するものとし、既に納めた流水占用料等の額が当該変更後の額をこえるときは、そのこえる額の流水占用料等は返還すること。

三 二以上の都府県の区域にわたつて行なわれる水利使用については、当該都府県を統轄する都府県知事があらかじめ協議して、それぞれその徴収すべき流水占用料等の額を定めること。

(関係都道府県知事の意見を聴かなければならない一級河川の管理)

第二十条の二 法第三十六条第三項の一級河川の管理で政令で定めるものは、特定水利使用以外の水利使用で次に掲げるものに関する法第二十三条又は第二十六条第一項の規定による処分とする。

一 出力が最大二百キロワット以上の発電のためにするもの。ただし、当該発電が、法第二十三条の許可を受けた当該発電以外のために

二〇四 (略)

(流水占用料等の帰属等の特例)

第四十三条 (略)

2 国土交通大臣が指定区間外及び特別指定区間内の一級河川について行う法第二十三条、第二十四条及び第二十五条の許可、法第二十三条の二の登録並びに当該許可又は登録に係る法第七十五条の規定による処分については、法第三十二条第四項の規定は、適用しない。

3 道知事は、特別指定区間内の一級河川及び指定河川について法第二十三条、第二十四条若しくは第二十五条の許可又は法第二十三条の二の登録をしたときは、速やかに、当該許可又は登録に係る事項を国土交通大臣に通知しなければならない。当該許可又は登録について法第七十五条の規定による処分をしたときも、同様とする。

(国土交通大臣の認可)

第四十五条 法第七十九条第一項の一級河川の管理で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〇三 (略)

四 特定水利使用以外の水利使用で第二十条の二各号に掲げるものに関する法第二十三条の許可、法第二十四条若しくは第二十六条第一項の許可(法第二十三条の二の登録の対象となる流水の占用に係る水利使用に関する許可を除く。)若しくは法第三十四条第一項に係る水利使用に関する法第二十三条の二の登録の対象となる流水の占用に係る水利使用に関する法第二十四条の許可を除く。)に係る同項の承認又はこれらの許可若しくは承認に係る法第七十五条の規定による処分

する水利使用のために取水した流水のみを利用するものである場合を除く。

二〇四 (略)

五 前各号に掲げる水利使用であつて法第二十三条の許可を受けたもののために取水した流水のみを利用する発電のためにするもの

(流水占用料等の帰属等の特例)

第四十三条 (略)

2 国土交通大臣が指定区間外及び特別指定区間内の一級河川について行う法第二十三条から第二十五条までの許可及び当該許可に係る法第七十五条の規定による処分については、法第三十二条第四項の規定は、適用しない。

3 道知事は、特別指定区間内の一級河川及び指定河川について法第二十三条から第二十五条までの許可をしたときは、すみやかに、当該許可に係る事項を国土交通大臣に通知しなければならない。当該許可について法第七十五条の規定による処分をしたときも、同様とする。

(国土交通大臣の認可)

第四十五条 法第七十九条第一項の一級河川の管理で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〇三 (略)

四 特定水利使用以外の水利使用で第二十条の二各号に掲げるものに関する法第二十三条、第二十四条、第二十六条第一項若しくは第三十四条第一項の規定による処分又はこれらの処分に係る法第七十五条の規定による処分

五・六 (略)

(河川管理者への届出)

第四十八条 法第八十八条の政令で定めるものは、法第二十三条の許可

又は法第二十三条の二の登録を受けたものとみなされる者とする。

2 (略)

第五十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第十六条の四第一項の規定に違反して、河川区域内の土地に同項第二号イからハまでに掲げるものを捨て、又は放置した者

三 (略)

五・六 (略)

(河川管理者への届出)

第四十八条 法第八十八条の政令で定めるものは、法第二十三条の許可

を受けたものとみなされる者とする。

2 (略)

第五十九条 次の各号の一に該当する者は、三月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第十六条の四第一項の規定に違反して、河川区域内の土地に土石又はごみ、ふん尿、鳥獣の死体その他の汚物若しくは廃物を捨てた者

三 (略)

改正案	現行
<p>（負担金の徴収を受ける者の範囲）</p> <p>第十一条の二 法第九条第一項の規定により国土交通大臣が負担金を徴収する場合における同項の負担金（以下この条から第十一条の五までにおいて「負担金」という。）の徴収を受ける者は、当該多目的ダムの基本計画の作成の公示の日又は同日後当該多目的ダムの建設の完了の公示の日までの間において、当該多目的ダムの建設される河川（当該河川の流水の流入により流量の増加する他の河川を含む。）の流水を利用して発電事業を営むことについて、河川法第二十三条の規定による許可又は同法第二十三条の二の規定による登録を受けている者で、当該多目的ダムの建設により当該発電事業に係る発電所の出力及び電力量の増加による利益を受けることが基本計画により明らかであるものであり、かつ、当該利益について次の要件を備えるものとする。</p> <p>一 第六条に規定する妥当投資額を算出する方法を基準として国土交通大臣が関係行政機関の長と協議して定める方法により当該利益を金銭に見積もつた額（以下「受益額」という。）が、基本計画の作成の際公示された当該多目的ダムの建設に要する費用の額に千分の一を乗じた額を超えるものであること。</p> <p>二 当該利益に係る発電事業を営むことについて、河川法第二十三条の規定による許可又は同法第二十三条の二の規定による登録を受けていること又は受ける見込みが十分であること。</p>	<p>（負担金の徴収を受ける者の範囲）</p> <p>第十一条の二 法第九条第一項の規定により国土交通大臣が負担金を徴収する場合における同条同項の負担金（以下この条から第十一条の五までにおいて「負担金」という。）の徴収を受ける者は、当該多目的ダムの基本計画の作成の公示の日又は同日後当該多目的ダムの建設の完了の公示の日までの間において、当該多目的ダムの建設される河川（当該河川の流水の流入により流量の増加する他の河川を含む。）の流水を利用して発電事業を営むことについて、河川法第二十三条の規定による許可を受けている者で、当該多目的ダムの建設により当該発電事業に係る発電所の出力及び電力量の増加による利益を受けることが基本計画により明らかであるものであり、かつ、当該利益について次の要件を備えるものとする。</p> <p>一 第六条に規定する妥当投資額を算出する方法を基準として国土交通大臣が関係行政機関の長と協議して定める方法により当該利益を金銭に見積もつた額（以下「受益額」という。）が、基本計画の作成の際公示された当該多目的ダムの建設に要する費用の額に千分の一を乗じた額を超えるものであること。</p> <p>二 当該利益に係る発電事業を営むことについて、河川法第二十三条の規定による許可を受けていること又は受ける見込みが十分であること。</p>

改正案	現行
<p>（二級河川に係る直轄工事等） 第三十四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第七十七条第三項の規定により国土交通大臣が沖縄県知事に代わって行う権限は、次に掲げるものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 法第七十七条第六項の規定により特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）が適用される多目的ダムに係る次に掲げる権限</p> <p>イ 多目的ダムによる流水の貯留を利用して流水を特定用途（特定多目的ダム法第二条第一項に規定する特定用途をいう。）に供するため、又は多目的ダムによる流水の貯留量を増加させ、若しくは多目的ダムによって貯留される流水と併せて他の流水を同一の特定用途に供するため必要な流水若しくは河川区域内の土地の占用又は工作物の新築、改築若しくは除却に関する河川法第二十三条、第二十四条から第二十七条まで若しくは第二十九条の規定による許可、同法第二十三条の二の規定による登録又は同法第三十条の規定による承認</p> <p>ロ イの許可、登録又は承認（基本計画（特定多目的ダム法第四条第一項に規定する基本計画をいう。以下同じ。）の作成の公示前にされた許可、登録又は承認を含む。）を受けた者に対する河川法第七十五条の規定による処分</p> <p>ハ（略）</p> <p>4（略）</p> <p>5 第三項第二号の規定により国土交通大臣の行う処分及び当該処分に係るダムその他の工作物に関しては、河川法第二十三条の三、第二十</p>	<p>（二級河川に係る直轄工事等） 第三十四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第七十七条第三項の規定により国土交通大臣が沖縄県知事に代わって行う権限は、次に掲げるものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 法第七十七条第六項の規定により特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）が適用される多目的ダムに係る次に掲げる権限</p> <p>イ 多目的ダムによる流水の貯留を利用して流水を特定用途（特定多目的ダム法第二条第一項に規定する特定用途をいう。）に供するため、又は多目的ダムによる流水の貯留量を増加させ、若しくは多目的ダムによって貯留される流水と併せて他の流水を同一の特定用途に供するため必要な流水若しくは河川区域内の土地の占用又は工作物の新築、改築若しくは除却に関する河川法第二十三条から第二十七条まで若しくは第二十九条又は第三十四条の規定による許可又は承認</p> <p>ロ イの許可又は承認（基本計画（特定多目的ダム法第四条第一項に規定する基本計画をいう。以下同じ。）の作成の公示前にされた許可又は承認を含む。）を受けた者に対する河川法第七十五条の規定による処分</p> <p>ハ（略）</p> <p>4（略）</p> <p>5 第三項第二号の規定により国土交通大臣の行う処分及び当該処分に係るダムその他の工作物に関しては、河川法第三十条、第三十三条第</p>

三条の四、第三十条、第三十三条第三項、第三十八条から第四十条まで及び第四十二条から第四十四条までの規定中「河川管理者」とあるのは、「国土交通大臣」とする。

6
(略)

7 国土交通大臣は、法第七十七条第三項の規定により、沖縄県知事に代わって第三項第二号に掲げる権限のうち河川法第二十三条、第二十四条及び第二十五条の規定による許可、同法第二十三条の二の規定による登録並びに当該許可又は登録に係る同法第七十五条の規定による処分を行ったときは、遅滞なく、その旨を沖縄県知事に通知しなければならない。

8・9
(略)

三項、第三十八条から第四十条まで及び第四十二条から第四十四条までの規定中「河川管理者」とあるのは、「国土交通大臣」とする。

6
(略)

7 国土交通大臣は、法第七十七条第三項の規定により、沖縄県知事に代わって第三項第二号に掲げる権限のうち河川法第二十三条から第二十五条までの規定による許可及び当該許可に係る同法第七十五条の規定による処分を行ったときは、遅滞なく、その旨を沖縄県知事に通知しなければならない。

8・9
(略)

改正案	現行
<p>（削る）</p> <p>第五条（農業改良助長法施行令の特例）</p> <p>第六条（略）</p>	<p>（準用河川の特定発電水利使用に関する河川法の特例）</p> <p>第五条 法第三十一条第九項の規定は、準用河川（河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第百条第一項に規定する準用河川をいう。）の特定発電水利使用（法第三十一条第七項に規定する特定発電水利使用をいう。）に關し河川法第百条第一項において準用する同法第二十三条又は第二十六条第一項の許可の申請があつた場合について準用する。この場合において、法第三十一条第九項中「第三十八条」とあるのは、「第百条第一項において準用する同法第三十八条」と読み替えるものとする。</p> <p>第六条（農業改良助長法施行令の特例）</p> <p>第七条（略）</p>

改正案	現行
<p>（法第十四条の二第一項各号に掲げる事項を記載した国際戦略総合特別区域計画について構造改革特別区域法を適用する場合の読替え）</p> <p>第三条 法第十四条の二第三項の規定により構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）第四章の規定を適用する場合には、同法第十八条第二項中「同法第八条第二項」とあるのは「総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第十六条第二項」と、「又は同法」とあるのは「又は構造改革特別区域法」と、同法第二十八条第四項中「場合、同項」とあるのは「場合、総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第八条第九項若しくは第十項の規定により国際戦略総合特別区域の区域の変更（当該変更により第一項の規定の適用を受けて同項各号に定める酒類の製造免許を受けた者の当該製造免許に係る酒類の製造場が特定事業実施区域（同法第十四条の二第一項第三号に規定する特定事業実施区域をいう。次条第三項において同じ。）内に所在しないこととなるものに限る。）がされた場合、同法第十四条第一項の規定による認定国際戦略総合特別区域計画の変更（特定事業として別表第十八号に掲げる特定農業者による特定酒類の製造事業を定めないこととするものに限る。）の認定があつた場合、第一項」と、同法第二十八条の二第三項中「又は同項」とあるのは「、総合特別区域法第八条第九項若しくは第十項の規定により国際戦略総合特別区域の区域の変更（当該変更により第一項の規定の適用を受けて同項各号に定める酒類の製造免許を受けた者の当該製造免許に係る酒類の製造場が特定事業実施区域内に所在しないこととなるものに限る。）がされた場合、同法第十四条第一項の規定による認定国際戦略総合特別区域計画の変更（特定事業として別表第十八号の二に掲げる特産酒類の製造事業を定めないこととするものに限る。）の認定があつた場</p>	<p>（法第十四条の二第一項各号に掲げる事項を記載した国際戦略総合特別区域計画について構造改革特別区域法を適用する場合の読替え）</p> <p>第三条 法第十四条の二第三項の規定により構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）第四章の規定を適用する場合には、同法第十八条第二項中「同法第八条第二項」とあるのは「総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第十六条第二項」と、「又は同法」とあるのは「又は構造改革特別区域法」と、同法第二十八条第四項中「場合、同項」とあるのは「場合、総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第八条第九項若しくは第十項の規定により国際戦略総合特別区域の区域の変更（当該変更により第一項の規定の適用を受けて同項各号に定める酒類の製造免許を受けた者の当該製造免許に係る酒類の製造場が特定事業実施区域（同法第十四条の二第一項第三号に規定する特定事業実施区域をいう。次条第三項において同じ。）内に所在しないこととなるものに限る。）がされた場合、同法第十四条第一項の規定による認定国際戦略総合特別区域計画の変更（特定事業として別表第十八号に掲げる特定農業者による特定酒類の製造事業を定めないこととするものに限る。）の認定があつた場合、第一項」と、同法第二十八条の二第三項中「又は同項」とあるのは「、総合特別区域法第八条第九項若しくは第十項の規定により国際戦略総合特別区域の区域の変更（当該変更により第一項の規定の適用を受けて同項各号に定める酒類の製造免許を受けた者の当該製造免許に係る酒類の製造場が特定事業実施区域内に所在しないこととなるものに限る。）がされた場合、同法第十四条第一項の規定による認定国際戦略総合特別区域計画の変更（特定事業として別表第十八号の二に掲げる特産酒類の製造事業を定めないこととするものに限る。）の認定があつた場</p>

合又は第一項」とする。

（法第三十七条の二第一項各号に掲げる事項を記載した地域活性化総合特別区域計画について構造改革特別区域法を適用する場合の読替え）

第四条 法第三十七条の二第三項の規定により構造改革特別区域法第四章の規定を適用する場合には、同法第十八条第二項中「同法第八条第二項」とあるのは「総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十九条第二項」と、「同法第十八条第一項第二号」とあるのは「構造改革特別区域法第十八条第一項第二号」と、同法第二十八条第四項中「同項の規定の適用を受けて同項各号」とあるのは「総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十一条第九項若しくは第十項の規定により同条第一項の地域活性化総合特別区域の区域の変更（当該変更により第一項の規定の適用を受けて同項各号に定める酒類の製造免許を受けた者の当該製造免許に係る酒類の製造場が特定事業実施区域（同法第三十七条の二第一項第三号に規定する特定事業実施区域をいう。次条第三項において同じ。）内に所在しないこととなるものに限る。）がされた場合、同法第三十七条第一項の規定による認定地域活性化総合特別区域計画の変更（特定事業として別表第八号に掲げる特定農業者による特定酒類の製造事業を定めないこととするものに限る。）の認定があった場合、第一項の規定の適用を受けて同項各号」と、同法第二十八条の二第三項中「又は同項」とあるのは「総合特別区域法第三十一条第九項若しくは第十項の規定により同条第一項の地域活性化総合特別区域の区域の変更（当該変更により第一項の規定の適用を受けて同項各号に定める酒類の製造免許を受けた者の当該製造免許に係る酒類の製造場が特定事業実施区域内に所在しないこととなるものに限る。）がされた場合、同法第三十七条第一項の規定による認定地域活性化総合特別区域計画の変更（特定事業と

合又は第一項」と、同法第三十一条第一号中「第四条第七項（第六条第二項）」とあるのは「総合特別区域法第十二条第八項第一号（同法第十四条第二項）」とする。

（法第三十七条の二第一項各号に掲げる事項を記載した地域活性化総合特別区域計画について構造改革特別区域法を適用する場合の読替え）

第四条 法第三十七条の二第三項の規定により構造改革特別区域法第四章の規定を適用する場合には、同法第十八条第二項中「同法第八条第二項」とあるのは「総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十九条第二項」と、「同法第十八条第一項第二号」とあるのは「構造改革特別区域法第十八条第一項第二号」と、同法第二十八条第四項中「同項の規定の適用を受けて同項各号」とあるのは「総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十一条第九項若しくは第十項の規定により同条第一項の地域活性化総合特別区域の区域の変更（当該変更により第一項の規定の適用を受けて同項各号に定める酒類の製造免許を受けた者の当該製造免許に係る酒類の製造場が特定事業実施区域（同法第三十七条の二第一項第三号に規定する特定事業実施区域をいう。次条第三項において同じ。）内に所在しないこととなるものに限る。）がされた場合、同法第三十七条第一項の規定による認定地域活性化総合特別区域計画の変更（特定事業として別表第八号に掲げる特定農業者による特定酒類の製造事業を定めないこととするものに限る。）の認定があった場合、第一項の規定の適用を受けて同項各号」と、同法第二十八条の二第三項中「又は同項」とあるのは「総合特別区域法第三十一条第九項若しくは第十項の規定により同条第一項の地域活性化総合特別区域の区域の変更（当該変更により第一項の規定の適用を受けて同項各号に定める酒類の製造免許を受けた者の当該製造免許に係る酒類の製造場が特定事業実施区域内に所在しないこととなるものに限る。）がされた場合、同法第三十七条第一項の規定による認定地域活性化総合特別区域計画の変更（特定事業と

して別表第十八号の二に掲げる特産酒類の製造事業を定めないこととするものに限る。)の認定があった場合又は第一項」とする。

して別表第十八号の二に掲げる特産酒類の製造事業を定めないこととするものに限る。)の認定があった場合又は第一項」と、同法第三十条第一項第一号中「第四条第七項(第六条第二項)とあるのは「総合特別区域法第三十五条第八項第一号(同法第三十七条第二項)とする。

改正案	現行
<p>（削る）</p> <p>第四条（略）</p> <p>（相当程度の住居又は家財の損害等）</p> <p>（都市公園法施行令に係る政令等規制事業）</p> <p>第五条 法第四条第一項に規定する特定地方公共団体が、同条第二項第五号に規定する復興推進事業として、復興仮設占有物件設置事業（復興推進計画の区域内の区域であつて、地域住民の生活に必要な物件又は施設の用に供する土地が不足している区域において、当該物件又は施設に代わるべき仮設の物件又は施設（以下この条において「復興仮設占有物件」という。）を当該特定地方公共団体の設置に係る都市公園（都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園をいう。次項において同じ。）内に設け、復興の推進に当たつて活用する事業をいう。以下この条において同じ。）を定めた復興推進計画について、内閣総理大臣の認定（法第七条第一項に規定する認定をいう。以下この項において同じ。）を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該復興推進計画の区域内の当</p>	<p>（準用河川の特定発電水利使用に関する河川法の特例）</p> <p>第四条 法第三十条第三項の規定は、準用河川（河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第百条第一項に規定する準用河川をいう。）の特定発電水利使用（法第三十条第一項に規定する特定発電水利使用をいう。）に関し河川法第百条第一項において準用する同法第二十三条又は第二十六条第一項の許可の申請があつた場合について準用する。この場合において、法第三十条第三項中「同法」とあるのは、「同法第百条第一項において準用する同法」と読み替えるものとする。</p> <p>第五条（略）</p> <p>（相当程度の住居又は家財の損害等）</p> <p>（都市公園法施行令に係る政令等規制事業）</p> <p>第六条 法第四条第一項に規定する特定地方公共団体が、同条第二項第五号に規定する復興推進事業として、復興仮設占有物件設置事業（復興推進計画の区域内の区域であつて、地域住民の生活に必要な物件又は施設の用に供する土地が不足している区域において、当該物件又は施設に代わるべき仮設の物件又は施設（以下この条において「復興仮設占有物件」という。）を当該特定地方公共団体の設置に係る都市公園（都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園をいう。次項において同じ。）内に設け、復興の推進に当たつて活用する事業をいう。以下この条において同じ。）を定めた復興推進計画について、内閣総理大臣の認定（法第七条第一項に規定する認定をいう。以下この項において同じ。）を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該復興推進計画の区域内の当</p>

該復興仮設占用物件設置事業に係る復興仮設占用物件に対する都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）第十二条及び第十四条の規定の適用については、同令第十二条中「九 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）による市街地再開発事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物に居住する者で同法第二条第六号に規定する施設建築物に入居することとなるものを一時収容するため必要な施設（国土交通省令で定めるものを除く。）又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）による防災街区整備事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物（当該防災街区整備事業の施行に伴い移転し、又は除却するものに限る。）に居住する者で当該防災街区整備事業の施行後に当該施行区域内に居住することとなるものを一時収容するため必要な施設（国土交通省令で定めるものを除く。）」とあるのは「九

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）による市街地再開発の二 東日本大震災復興特別区域法施行令（平成二十三年政令第四百九号）第五条第一項に規定する復興仮設占用物件

する者で同法第二条第六号に規定する施設建築物に入居することとなるものを一時収容するため必要な施設（国土交通省令で定めるものを除く。）又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律

（平成九年法律第四十九号）による防災街区整備事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物（当該防災街区整備事業の

該復興仮設占用物件設置事業に係る復興仮設占用物件に対する都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）第十二条及び第十四条の規定の適用については、同令第十二条中「九 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）による市街地再開発事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物に居住する者で同法第二条第六号に規定する施設建築物に入居することとなるものを一時収容するため必要な施設（国土交通省令で定めるものを除く。）又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）による防災街区整備事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物（当該防災街区整備事業の施行に伴い移転し、又は除却するものに限る。）に居住する者で当該防災街区整備事業の施行後に当該施行区域内に居住することとなるものを一時収容するため必要な施設（国土交通省令で定めるものを除く。）」とあるのは「九

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）による市街地再開発の二 東日本大震災復興特別区域法施行令（平成二十三年政令第四百九号）第六条第一項に規定する復興仮設占用物件

する者で同法第二条第六号に規定する施設建築物に入居することとなるものを一時収容するため必要な施設（国土交通省令で定めるものを除く。）又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律

（平成九年法律第四十九号）による防災街区整備事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物（当該防災街区整備事業の

施行に伴い移転し、又は除却するものに限る。)に居住する者で当該

防災街区整備事業の施行後に当該施行区域内に居住することとなるも

のを一時収容するため必要な施設(国土交通省令で定めるものを除く

。)
」と、同令第十四条第三号中「並びに第十二条第九号及び第十号

2 「とあるのは「及び第十二条第九号から第十号まで」とする。

2 (略)

(土地改良事業の要件等)

第六条 (略)

2 法第五十二条第一項の規定により被災関連都道府県(法第四十六条第一項に規定する被災関連都道府県をいう。第八条において同じ。)が行う土地改良事業についての土地改良法施行令第七十八条の規定の適用については、同条第一項第一号中「法第八十五条第一項、法第八十五条の二第一項又は法第八十五条の三第一項若しくは第六項の申請によつて都道府県」とあるのは「東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第二百二十二号)第五十二条第一項の規定により被災関連都道府県(同法第四十六条第一項に規定する被災関連都道府県をいう。以下この項において同じ。)」と、同項第二号及び第三号中「法第八十五条第一項、法第八十五条の二第一項又は法第八十五条の三第一項若しくは第六項の申請によつて都道府県」とあり、並びに同項第二号の二から第二号の五までの規定及び同項第四号中「法第八十五条第一項又は法第八十五条の二第一項の申請によつて都道府県」とあるのは「東日

施行に伴い移転し、又は除却するものに限る。)に居住する者で当該

防災街区整備事業の施行後に当該施行区域内に居住することとなるも

のを一時収容するため必要な施設(国土交通省令で定めるものを除く

。)
」と、同令第十四条第三号中「並びに第十二条第九号及び第十号

2 「とあるのは「及び第十二条第九号から第十号まで」とする。

2 (略)

(土地改良事業の要件等)

第七条 (略)

2 法第五十二条第一項の規定により被災関連都道府県(法第四十六条第一項に規定する被災関連都道府県をいう。第九条において同じ。)が行う土地改良事業についての土地改良法施行令第七十八条の規定の適用については、同条第一項第一号中「法第八十五条第一項、法第八十五条の二第一項又は法第八十五条の三第一項若しくは第六項の申請によつて都道府県」とあるのは「東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第二百二十二号)第五十二条第一項の規定により被災関連都道府県(同法第四十六条第一項に規定する被災関連都道府県をいう。以下この項において同じ。)」と、同項第二号及び第三号中「法第八十五条第一項、法第八十五条の二第一項又は法第八十五条の三第一項若しくは第六項の申請によつて都道府県」とあり、並びに同項第二号の二から第二号の五までの規定及び同項第四号中「法第八十五条第一項又は法第八十五条の二第一項の申請によつて都道府県」とあるのは「東日

本大震災復興特別区域法第五十二条第一項の規定により被災関連都道
県」とし、同項第六号の規定は、適用しない。

(集団移転促進事業の特例)

第七条 (略)

(地籍調査に要する経費)

第八条 (略)

(届出対象区域内において届出を要する行為等)

第九条 (略)

(収用委員会に対する裁決の申請)

第十条 (略)

(権限の委任)

第十一条 (略)

本大震災復興特別区域法第五十二条第一項の規定により被災関連都道
県」とし、同項第六号の規定は、適用しない。

(集団移転促進事業の特例)

第八条 (略)

(地籍調査に要する経費)

第九条 (略)

(届出対象区域内において届出を要する行為等)

第十条 (略)

(収用委員会に対する裁決の申請)

第十一条 (略)

(権限の委任)

第十二条 (略)

		改 正 案			
		（他の政令の適用の特例） 第七条（略）			
2 （略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
		現 行			
		（他の政令の適用の特例） 第七条（略）			
2 （略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）